		第二回			
項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）	四・四三円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）				

備考

イ　交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ロ　当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る交付期間又は調達期間は、交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ハ　法第九条第四項の認定に係る設備が、既に当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等又は特定契約により供給するものとして同項の認定を受けている場合には、その認定を受けて当該設備を用いて発電した電気を供給した期間又は当該設備に係る運転開始期限日から供給開始日までの期間を交付期間又は調達期間から除く。

ニ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される基準価格又は調達価格は、当該複数設備に適用される基準価格又は調達価格のうち、最も基準価格又は調達価格の低いものを適用するものとし、交付期間又は調達期間もこれに従う。

ホ　交付期間又は調達期間が終了する日から起算して十年前の日が令和九年四月一日より前の日である風力発電設備（法第九条第四項の認定を受ける前に法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー電気の発電を行っていたものを除く。）に係る解体等積立基準額は、再生可能エネルギー発電設備の区分等及び法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札の回の欄に応じてそれぞれ解体等積立基準額の欄に掲げる額に百二十を乗じて得た額を令和九年四月一日から交付期間又は調達期間が終了する日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）で除して得た額とする。

		（新設）			
					（新設）

備考　第九項の表中の「備考」に同じ。